

令和5年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

商工観光労働部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
商工政策課	電子割引券発行による中小・小規模事業者応援事業業務委託	電子割引券に関する発行、換金、問合せ対応等	令和5年8月4日 ~ 令和6年3月27日	株式会社JTB 滋賀支店	161,471,304	本業務には、電子割引券の発行および換金、問合せ対応等、一連の業務を遅滞なく進めるための高度な専門性や、総合的な実行力、企画力等が必要であり、価格以外の要素を重視するため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
高等技術専門学校	離職者等再就職訓練事業委託(知識等習得コース)	委託訓練 (総務経理事務科) (9月開講) 単価契約	令和5年7月6日 ~ 令和6年6月8日	株式会社いと源	5,920,200	本業務は国が定めた実施要領および単価契約限度額の中で求職者向けの職業訓練を実施する委託業務である。当該訓練コースは事務職への就職に必要な総務事務・経理・簿記の知識を習得することを目指すもので、当該訓練を実施するためには総務・経理事務に関する経験と知識を有する講師に加えて、職業相談・就職支援業務を行える有資格者が必須である。従って、当業務に関する講師等の能力や企画実現力、資格の取得状況を測った上で委託を行う必要があり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 * 債務負担行為を含む契約	2	4

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業委託(知識等習得コース)	委託訓練(介護職員実務者養成科)(9月開講)単価契約	令和5年7月6日 ~ 令和6年6月8日	株式会社ユウコム	6,027,000	本業務は国が定めた実施要領および単価契約限度額の中で求職者向けの職業訓練を実施する委託業務である。当該訓練コースは介護職への就職に必要な介護・医療等の実務的な知識・技能を習得することに加えて、介護の職場における職場実習を行うことで職場への定着を促すもので、当該訓練を実施するためには介護に関する経験と知識を有する講師に加えて、職場実習に関するノウハウ、職業相談・就職支援業務を行える有資格者が必須である。従って、当業務に関する講師等の能力や企画実現力、資格の取得状況を測った上で委託を行う必要があり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 * 債務負担行為を含む契約	2	4
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業委託(定住外国人向け職業訓練コース)	委託訓練(就職力スキルアップ科)(9月開講)単価契約	令和5年7月6日 ~ 令和6年3月31日	株式会社いと源	5,926,800	本業務は国が定めた実施要領および単価契約限度額の中で求職者向けの職業訓練を実施する委託業務である。当該訓練コースは日本に定住を希望する外国人を対象に、事務の知識や日本語能力、日本の労働習慣等を習得することを目指すもので、当該訓練を実施するためには日本語能力や職業に関する経験と知識を有する講師に加えて、外国人に対する職業訓練のノウハウ、職業相談・就職支援業務を行える有資格者が必須である。従って、当業務に関する講師等の能力や企画実現力、資格の取得状況を測った上で委託を行う必要があり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業委託(知識等習得コース)	委託訓練(情報技術科)(10月開講)単価契約	令和5年8月4日 ~ 令和6年7月7日	学校法人大津文化学園	6,930,000	本業務は国が定めた実施要領および単価契約限度額の中で求職者向けの職業訓練を実施する委託業務である。当該訓練コースは情報技術分野への就職に必要なIT技術やプログラミングの知識を習得することを目指すもので、当該訓練を実施するためにはITに関する経験と知識を有する講師に加えて、職業相談・就職支援業務を行える有資格者が必須である。従って、当業務に関する講師等の能力や企画実現力、資格の取得状況を測った上で委託を行う必要があり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 * 債務負担行為を含む契約	2	4

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
高等技術専門校	離職者等再就職訓練 事業委託(知識等習 得コース)	委託訓練 (介護職員実務者養成 科)(11月開講) 単価契約	令和5年9月6日 ~ 令和6年8月8日	株式会社ユウコム	6,027,060	本業務は国が定めた実施要領および単価契約 限度額の中で求職者向けの職業訓練を実施す る委託業務である。当該訓練コースは介護職へ の就職に必要な介護・医療等の実務的な知識・ 技能を習得することに加えて、介護の職場にお ける職場実習を行うことで職場への定着を促す もので、当該訓練を実施するためには介護に関 する経験と知識を有する講師に加えて、職場実 習に関するノウハウ、職業相談・就職支援業務を 行える有資格者が必須である。従って、当業務 に関する講師等の能力や企画実現力、資格の 取得状況を測った上で委託を行う必要があり、競 争入札に適しないことから、プロポーザル方式に より契約の相手方を選定したため。 * 債務負担行為を含む契約	2	4